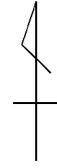


尼崎市公設地方卸売市場土壤調査業務委託  
地歴調査報告書

平成30年11月

日鉄住金テクノロジー株式会社

# 調査地案内図



## 目 次

1. 調査概要	1
2. 調査方法	2
3. 調査結果	3
3-1 既存資料調査結果	3
3-2 ヒアリング調査結果	11
3-3 現地踏査結果	12
4. 評価	21
4-1 まとめ	21
4-2 土壌汚染のおそれが生じた時期	22
4-3 土壌汚染のおそれの評価	22

### < 巻末資料 >

1. 提供図面
2. 届出資料
3. 公図・登記簿謄本
4. 閉鎖登記簿謄本
5. 住宅地図・空中写真
6. 尼崎市公設地方卸売市場パンフレット
7. 尼崎市公設地方卸売市場市場概要(平成 30 年度)
8. ヒアリング調査票
9. 地歴調査チェックリスト

## 1. 調査概要

### 1-1 調査名

尼崎市公設地方卸売市場土壤調査業務委託  
地歴調査

### 1-2 調査地

住居表示：兵庫県尼崎市潮江4丁目4番1号  
地番：兵庫県尼崎市潮江4丁目129-2、132-1、161、163、171-4、  
179-2、179-3 公簿面積：約54012.57m<sup>2</sup>

### 1-3 調査期間

明治23年(1890)～平成30年(2018)

### 1-4 調査目的

本調査は資料調査、聴取調査・現地踏査の結果等から、調査地における  
土壤汚染の可能性を評価することを目的とする。

尼崎市公設地方卸売市場の一部土地活用を図るに際し、対象範囲が土壤  
汚染対策法(平成14年法律第53号)の調査対象となるため、土壤汚染状況  
調査の実施を行うものである。

### 1-5 適用法令等

本調査は、以下の法律等を適用して実施した。

- ・「土壤汚染対策法」
- ・「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関する  
ガイドライン(改訂第2版)」

### 1-6 発注機関

尼崎市長 稲村和美

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1

担当：尼崎市経済環境局 市場特命担当

〒661-0976 尼崎市潮江4丁目4-1

## 1-7 調査実施機関

日鉄住金テクノロジー株式会社

個人情報等にあたるため非開示

## 2. 調査方法

本調査では、既存資料調査、ヒアリング調査、現地踏査を実施し、これらの結果から土壌汚染の可能性について評価した。

本調査において収集及び提供を受けた資料を以下に示す。

- 20 万分の 1 地質図幅集(1999) 工業技術院 地質調査所
- 登記簿謄本・公図
- 住宅地図(ゼンリン)
  - 昭和 32 年(1957) 昭和 38 年(1963) 昭和 40 年(1965) 昭和 42 年(1967)
  - 昭和 46 年(1971) 昭和 55 年(1980) 平成 2 年(1990) 平成 12 年(2000)
  - 平成 22 年(2010) 平成 30 年(2018))
- 空中写真(日本地図センター)
  - 昭和 23 年(1948) 昭和 36 年(1961) 昭和 46 年(1971) 昭和 55 年(1980)
  - 平成 元年(1989) 平成 13 年(2001) 平成 19 年(2007) 平成 29 年(2017)
- 提供図面 (敷地平面図、排水経路図)
- 特定施設設置届・変更届・廃止届(下水道法、水質汚濁防止法)
- 土壌汚染対策法第 3 条ただし書き
- PCB 廃棄物保管置届(PCB 特別措置法)
- 尼崎市公設地方卸売市場パンフレット
- 尼崎市公設地方卸売市場 市場概要(平成 30 年度)

### 3. 調査結果

#### 3-1 既存資料調査結果

##### 3-1-1 地形地質概要

調査地はJ R尼崎駅から北東に 1kmにある J R宝塚線に隣接した場所に位置している。付近の地形は大阪平野に位置し、地質は沖積層の砂・粘土層で構成されている。図 3-1-1 に地質図を示す。



図 3-1-1 調査地周辺の地質図

### 3-1-2 調査地の利用状況

土地の登記簿謄本、住宅地図、空中写真による土地の利用状況を表 3-1-1 にまとめる。

- 1) 土地の登記簿による調査の結果、主に個人所有の農地であった土地が、昭和 38 年～43 年にかけて尼崎市の所有となり現在に至っていた。一部で積水化学、国鉄、日本スピンドルなどの企業の所有地であった時期もあるが、地目は田、宅地などである。
- 2) 住宅地図による調査の結果、昭和 40 年以前は農地や空欄であり、昭和 42 年市場建設中、昭和 48 年以降は市場となっている。
- 3) 空中写真による調査の結果、昭和 36 年までは農地(一部 河川・湖沼)であるが、昭和 46 年以降は市場となり、現在に至っている。

表3-1-1 資料等調査結果一覧表

地番	地目	M23 (1890)	M24 (1891)	M30 (1897)	M31 (1898)	M33 (1900)	M34 (1901)	M35 (1902)	M37 (1904)	M38 (1905)	M39 (1906)	M40 (1907)	M41 (1908)	T3 (1914)	T6 (1917)	S7 (1932)	S8 (1933)	S11 (1936)	S12 (1937)	S13 (1938)	S16 (1941)	S22 (1947)	
尼崎市 瀬江4丁目 129-2	鉄道用地 →雑種地 →宅地			←								←											
132-1	田→ 宅地				←																		
155-2	田→ 宅地																						
161	田→ 宅地																						
163	田→ 宅地																						
171-4	田→ 鉄道用地 →宅地																						
179-2 179-3	田→ 鉄道用地 →宅地																						

地番	地目	S23 (1948)	S24 (1949)	S25 (1950)	S29 (1954)	S32 (1957)	S33 (1958)	S35 (1960)	S36 (1961)	S37 (1962)	S38 (1963)	S39 (1964)	S40 (1965)	S41 (1966)	S42 (1967)	S43 (1968)	S46 (1971)	S55 (1980)	S61 (1986)	S62 (1987)	H1 (1989)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H13 (2001)	H19 (2007)	H22 (2010)	H24 (2012)	H29 (2017)	H30 (2018)	
尼崎市 瀬江4丁目 129-2 面積 415㎡	鉄道用地 →雑種地 →宅地	逓信省	国鉄																	JR西日本			尼崎市								現在に至る
132-1 面積 53,353㎡	田→ 宅地															尼崎市			合筆	合筆										現在に至る	
155-2	田→ 宅地																														
161 面積 66㎡	田→ 宅地																														現在に至る
163 面積 66㎡	田→ 宅地																														現在に至る
171-4 4㎡	田→ 鉄道用地 →宅地	逓信省	国鉄																		JR西日本										現在に至る
179-2 179-3 合計面積 109 ㎡	田→ 鉄道用地 →宅地	逓信省	国鉄																		JR西日本										現在に至る
住宅地図													農地		市場 (建設中)		市場	市場					市場	市場						市場	
空中写真		農地・河川 湖沼							農地・河川 湖沼								市場	市場					市場	市場						市場	

表3-1-1 付表A

地番	地目	M31 (1898)	M32 (1899)	M33 (1900)	M34 (1901)	M38 (1905)	M39 (1906)	T3 (1914)	S7 (1932)	S13 (1938)	S29 (1954)
潮江4丁目 133-2	田→ 宅地	■				■	■	■	■		■
134-2	田→ 宅地	■				■	■	■	■		■
140-2	田→ 宅地			■	■					■	
141-2	宅地									■	■
160-1	宅地		■	■	■					■	■

地番	地目	S32 (1957)	S36 (1961)	S38 (1963)	S39 (1964)	S40 (1965)	S43 (1968)	S45 (1970)
潮江4丁目 133-2	田→ 宅地		■		■	■	尼崎市	
134-2	田→ 宅地		■		■	■	尼崎市	
140-2	田→ 宅地			尼崎市				
141-2	宅地						■	尼崎市
160-1	宅地	■						尼崎市

S61  
132-1に合筆

表3-1-1 付表B

地番	地目	M23 (1890)	M29 (1896)	M30 (1897)	M31 (1898)	M35 (1902)	M37 (1904)	T6 (1917)	T15 (1926)	S14 (1939)	S22 (1947)
潮江4丁目 142-2	宅地										
146	宅地				■					■	
154-3	田→ 宅地			■		■	■				■
157-2	田→ 宅地	■		■		■					
159	田→ 宅地							■			
162	田→ 宅地		■								
162-2	田→ 宅地		■								
164	田→ 宅地				■				■		■

地番	地目	S23 (1948)	S25 (1950)	S35 (1960)	S36 (1961)	S37 (1962)	S38 (1963)	S39 (1964)	S40 (1965)	S45 (1970)	S59 (1984)
潮江4丁目 142-2	宅地										尼崎市
146	宅地				■	■	■				
154-3	田→ 宅地			■		■				尼崎市	
157-2	田→ 宅地		農林省→	■		■					
159	田→ 宅地		■				■		■	尼崎市	
162	田→ 宅地	■								尼崎市	
162-2	田→ 宅地	■								尼崎市	
164	田→ 宅地	■								尼崎市	

S61  
132-1に合筆

### 3-1-3 尼崎市公設地方卸売市場の運用状況

図 3-1-2 に公設市場の流通経路を示す。

水産物・青果物の卸・仲卸業者を通して、生産者と消費者を結んでいる。  
市場内では食品検査所もあり、食品の試験検査、衛生指導を行っている。



(パンフレットより)

図 3-1-2 尼崎市公設地方卸売市場の流通経路 概要図

### 3-1-4 特定有害物質等の使用状況

#### (1) 届出施設

届出施設として以下の3つがある。図 3-1-3 に施設配置図を示す。

##### 1) 水質汚濁防止法・下水道法に基づく特定施設(S51.6.30 設置届)

市場の卸売場と仲卸売場が特定施設として登録されている。平成 19 年に中央卸売市場から地方卸売市場へ転換したため、特定施設番号が 69 の 2 から 69 の 3 に変更している。この施設は有害物質使用特定施設ではない。

##### 2) 水質汚濁防止法・下水道法に基づく特定施設(H25.3.28 設置届、H30.7.28 廃止届)

管理棟の中 2 階にある食品検査所内に洗浄施設の設置履歴があり、特定施設として登録されていた。この特定施設は平成 27 年まで有害物質を使用していたが、現在は土壤汚染対策法の第 3 条ただし書きにより調査の一時免除を受けている。

##### 3) PCB廃棄物特別措置法に基づく保管届(H30.6.26 届出)

管理棟北側の電気室とゴミ集積場の一部にPCBを含む変圧器・コンデンサ・安定器を保管している。

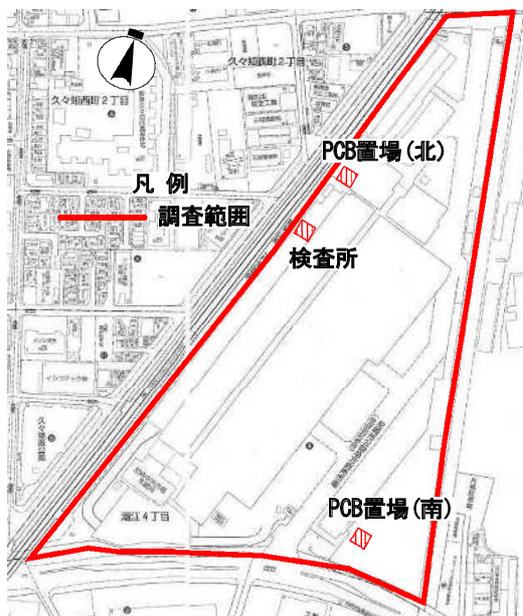


図 3-1-3 施設配置図

#### (2) 排水経路

施設内の排水経路(一般排水・し尿排水)を図 3-1-4 ~ 3-1-5 に示す。

現在施設内の排水は下水放流しているが、平成 9 年以前は汚水処理・浄化槽にて処理した排水を暗渠の河川に放流していた。



図3-1-4 排水経路図(現在:下水放流)



図3-1-5 排水経路図(H9以前:河川放流)

### 3-1-5 要措置区域・形質変更時要届出区域の状況

環境省HPに記載された要措置区域・形質変更時要届出区域を確認した結果、調査地周辺(尼崎市潮江地域内)での区域指定は3件認められた。ただし、いずれも形質変更時要届出区域であり、自然由来の可能性は認められない結果であった。表3-1-2に区域指定状況を示す。

表3-1-2 調査地近隣の区域指定状況

区域指定	指定年月日	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	調査契機	特定有害物質の項目		
					特定有害物質の種類	溶出	含有
形質変更時要届出区域	H24.10.30 一部追加 H25.3.26	尼崎市潮江5丁目103番11、 445番1の各一部	1,133.50	第14条	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	H24.12.17 一部追加 H25.4.4	尼崎市潮江5丁目524番2の一部	291.28	第14条	ふっ素及びその化合物	○	-
形質変更時要届出区域	H29.10.10	尼崎市潮江4丁目65番2の一部	13,410.93	第3条	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	○	○

### 3-2 ヒアリング調査結果

尼崎市経済環境局の宮川氏、松浪氏及び尼崎市生活衛生課の来住氏にヒアリングを行い、有害物質の取り扱い、設備などについて調査した。(実施日平成30年10月26日)

#### 3-2-1 尼崎市公設地方卸売市場の概要

現在地において、農地を造成して昭和42年に中央卸売市場が建設された。平成19年に地方卸売市場に転換して、現在に至っている。

昭和58年に市場増改築に伴い、食品検査を開始した。平成27年に検査業務見直しにより、食品検査を外部に移管した。

年	沿革
	農地
S42(1967)	卸売市場開設(中央卸売市場)
S46(1971)	衛生局事務所開設
S58(1983)	衛生局事務所→食品検査所に変更 食品検査を開始
H9(1997)	排水処理を河川放流から下水放流に切り替え
H19(2007)	中央卸売市場から地方卸売市場に転換
H27(2015)	市場内での食品検査を停止し、外部移管する。

#### 3-2-2 各施設等について

##### (1) 卸売市場

昭和42年に現在地に農地を造成して卸売市場を開設した。以前の卸売市場は昭和通2丁目(現尼崎市消防局)にあった。平成19年に中央卸売市場から地方卸売市場へ

転換した。

#### (2) PCB置場

卸売市場内の北部と南部に低濃度PCBを含む変圧器・コンデンサ・安定器が保管されており、法に基づき適正に管理している。

#### (3)排水処理

卸売市場の排水・し尿は下水に放流している。雨水は暗渠に直接放流している。平成9年以前は排水は汚水処理施設、し尿は浄化槽で処理して暗渠に放流していた。

#### (4)ゴミ集積場

卸売市場内の廃棄物はゴミ集積場で分別収集され、適正に処理している。

#### (5)食品検査所

昭和46年、保健業務として監視指導を行うため、東保健所の出先機関として衛生局事務所が卸売市場内に開設された。昭和58年に食品検査所に名称変更し、食品検査業務を開始したが、平成27年業務見直しにより、食品検査所内での有害物質を含む試薬を使用した検査業務を廃止した。現在の検査業務は、外部にある衛生研究所に移管している。

食品検査での薬品の取り扱いや廃棄物・廃液の保管は、すべて検査所の室内で行い、産廃処理していた。有害物質を含む試薬(クロム、ほう素、セレン、シアン、鉛)を取り扱っていた。また食品検査所は区分されたエリアで入口のみで外部と接続している。

#### (6)地形変更について

当該地は農地を造成して卸売市場を開設しているが、市場開設以後は地形を変更するような、埋立やかさ上げは行っていない。

#### (7)土壌汚染について

土壌汚染調査の実施履歴や、有害物質の漏洩や地下浸透などの事故履歴は無い。自然由来による土壌汚染の情報も無い。

### 3-3 現地踏査結果

調査地の現況について踏査を行い、以下に状況をまとめた。(実施日平成30年10月26日) 現地状況を写真1～34に、撮影位置図を図3-3-1、図3-3-2に示す。

- ・表土の変色、油漏れ、異臭、廃棄物の放置など土壌汚染が疑われる状況は確認できなかった。
- ・低濃度PCBを含む電気設備が保管されていたが、適正に管理されていた。
- ・敷地内には川が流れていたが暗渠になっていた。

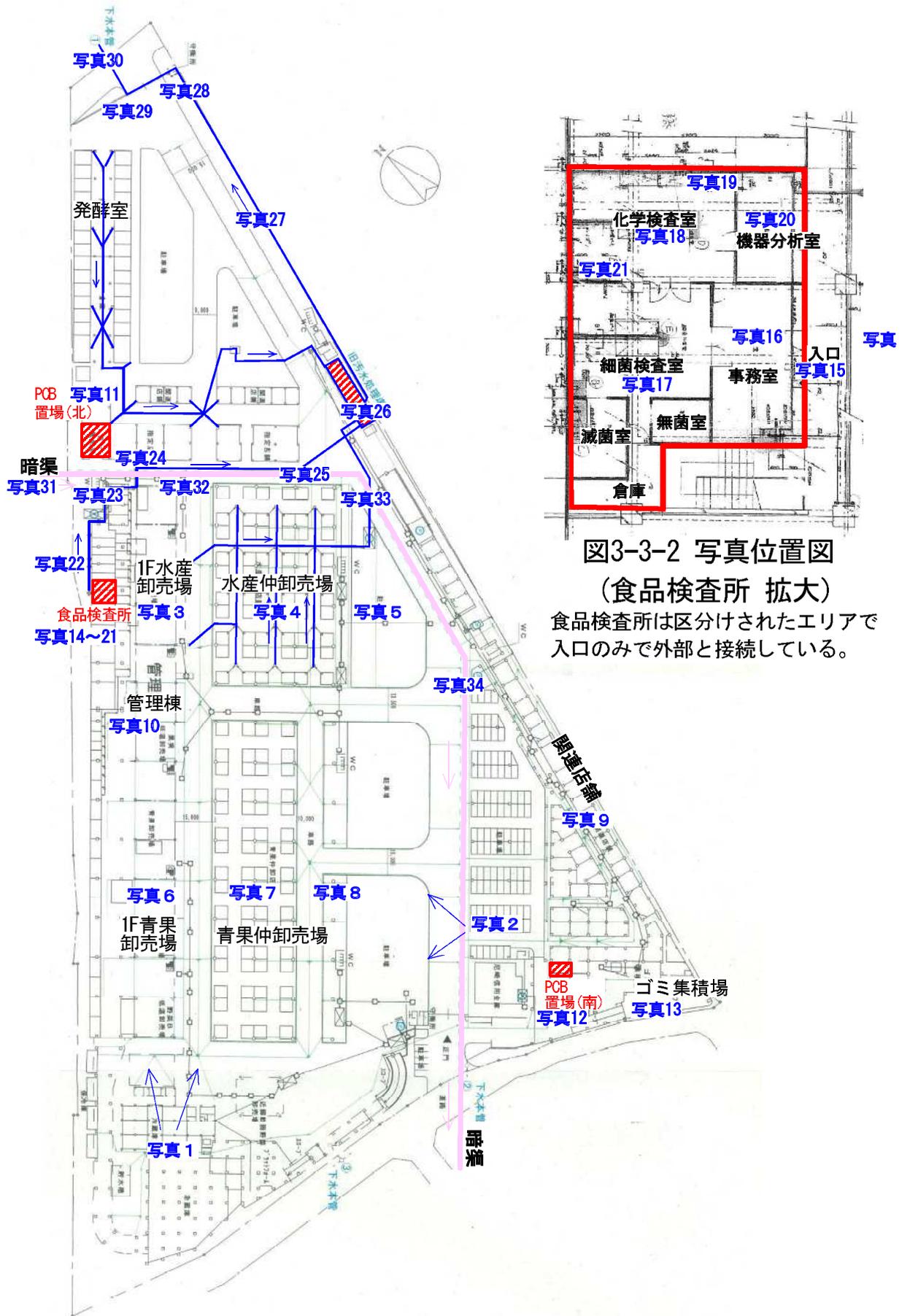


図3-3-2 写真位置図  
(食品検査所 拡大)

食品検査所は分けられたエリアで入口のみで外部と接続している。

図3-3-1 写真位置図

## 現地踏査写真



写真1 市場全景(北側)



写真2 市場全景(西側)



写真3 水産物卸売場



写真4 水産物仲卸売場

## 現地踏査写真



写真5 水産物売場外観



写真6 青果物卸売場



写真7 青果物仲卸売場



写真8 青果物売場外観



写真9 関連店舗



写真10 管理棟2F  
管理棟2Fは事務所になっている。

## 現地踏査写真



写真11 北部PCB置場



写真11 北部PCB置場(内部)

PCBを含むコンデンサ・変圧器、安定器が適正に保管されていた。



写真11 南部PCB置場



写真11 南部PCB置場(内部)

PCBを含むコンデンサ・変圧器、安定器が適正に保管されていた。



写真13 ゴミ集積場



写真13 ゴミ集積場内部

市場内の廃棄物が可燃物・不燃物に分別収集され、適正に処理されていた。

## 現地踏査写真



写真13 ゴミ集積場  
市場内の廃棄物がビン・カンなどに分別  
収集され、適正に処理されていた。



写真14 食品検査所遠景  
検査所は管理棟の中二階にある。



写真15 食品検査所入口  
入口はこの扉のみである。

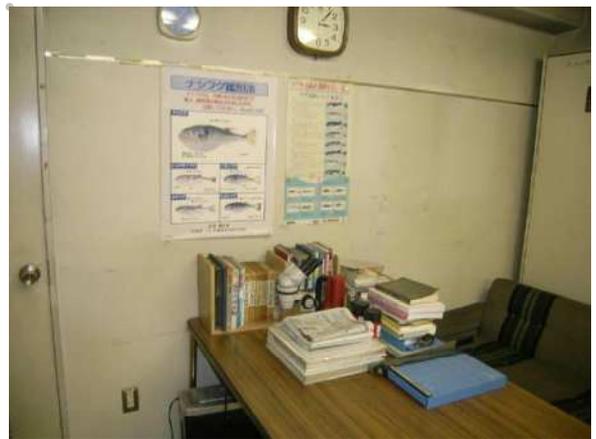


写真16 食品検査所 事務室



写真17 食品検査所 細菌検査室



写真18 食品検査所 化学検査室

## 現地踏査写真



写真19 食品検査所 薬品庫  
現在の薬品庫は空である。



写真20 食品検査所 機器分析室



写真21 食品検査所 流し台  
流し台が特定施設として届出されていた。



写真22 配管経路 1  
検査所の排水は建物外壁に沿った  
架空配管である。

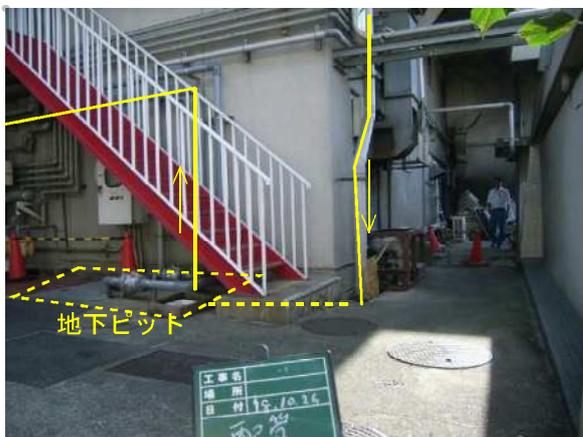


写真23 配管経路 2  
排水が管理棟北端で地下ピットに貯められ、  
ポンプアップして再度架空配管で運ばれる。



写真24 配管経路 3

## 現地踏査写真



写真25 配管経路4  
道路部分は埋設されて、旧污水处理施設に接続する。



写真26 配管経路5  
旧污水处理施設は下水処理する前まで稼働していた。現在は稼働せず直接下水に放流している。



写真26 配管経路6  
旧污水处理施設からポンプで排水を圧送している。



写真27 配管経路7  
排水管は東側境界塀を架空で配管している。



写真28 配管経路8

北守衛室裏から埋設管となり、下水に接続する。



写真29 配管経路9

## 現地踏査写真



写真30 配管経路 10  
排水経路末端で下水道に接続する。



写真31 暗渠 1  
市場内には川が流れており、暗渠となっている。



写真32 暗渠 2

市場内の雨水配管はこの暗渠に接続している。  
下水切り替え前は、処理後の排水も暗渠に流していた。

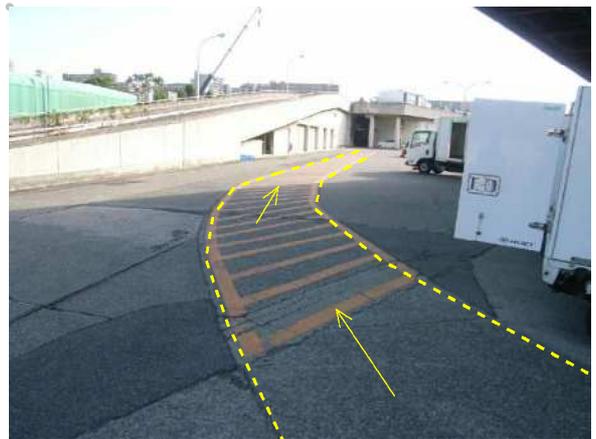


写真33 暗渠 3



写真34 暗渠 4

## 4. 評価

### 4-1 まとめ

#### (1)既存資料調査結果

調査地の利用状況は、個人所有の農地が尼崎市の所有となり、昭和 42 年に卸売市場が開設され現在に至る土地となっている。

卸売市場内には食品検査所が入居していた履歴があり、この検査所には水濁法・下水道法の届出施設があった。

食品検査所を含む卸売市場内の排水は現在下水放流しているが、過去には敷地内で処理し、河川放流していた。

調査地周辺の区域指定状況を確認した結果、3 件の形質変更時要届出区域が指定されていたが、自然由来特区ではなかった。

#### (2)ヒアリング調査結果

卸売市場では、生鮮食料品等を消費者に円滑かつ安定的に供給するため、多種・大量の物品の集分荷、公正で透明性の高い価格形成などが行われている。

一方、卸売市場内に入居している食品検査所は、卸売市場の運営とは別に保健所業務として、監視指導や食品検査を行っている。食品検査では有害物質を含む試薬が使用されているが、試薬及び検査後の廃棄物の管理についても、すべて検査所の室内で行われていた。また、有害物質は検査所外に持ち出されることは一切無く、廃棄物も適正に産廃処理されていた。

卸売市場内の廃棄物は、敷地内のゴミ集積場で分別収集され適正に処理している。卸売市場開設後、地形の変更(盛土・かさ上げ)は行っていない。有害物質の地下浸透などの事故の履歴は無く、土壤汚染調査の実施履歴についても無い。

#### (3)現地踏査結果

現地踏査の結果、表土の変色、油漏れ、異臭、廃棄物の放置など土壤汚染が疑われる状況は確認できなかった。

低濃度PCBを含む電気機器が保管されていたが、適正に管理されていた。

#### 4-2 土壤汚染のおそれが生じた時期

土壤汚染のおそれが生じた時期は、昭和 58 年～平成 27 年の食品検査所にて食品検査業務を行っていた期間である。表 4-2-1 に結果をまとめる。

表4-2-1 年代別の土地の利用履歴等調査結果

年代	土地の利用方法	土壤汚染の可能性の所見	根拠資料
～ 昭和42年	農地 所有者:個人 他	有害物質の使用がないため、 汚染のおそれはない	住宅地図・空中写真 閉鎖登記簿
昭和42年～ 昭和58年	卸売市場 所有者:尼崎市 他	有害物質の使用がないため、 汚染のおそれはない	特定施設届出書 現地踏査 ヒアリング
昭和58年～ 平成27年	卸売市場 所有者:尼崎市 他	有害物質の使用がないため、 汚染のおそれはない	特定施設届出書 現地踏査 ヒアリング
	食品検査所(卸売市場内) 監視指導・食品検査業務 所有者:尼崎市	有害物質を含む試薬が使用されており、土壤汚染 のおそれが否定できない 項目:六価クロム、ほう素、セレン、シアン、鉛	特定施設届出書 ヒアリング
平成27年～ 現在	卸売市場 所有者:尼崎市 他	有害物質の使用がないため、 汚染のおそれはない	特定施設届出書 現地踏査 ヒアリング
	食品検査所(卸売市場内) 監視指導業務 所有者:尼崎市	有害物質の使用がないため、 汚染のおそれはない	現地踏査 ヒアリング

#### 4-3 土壤汚染のおそれの評価

土壤汚染のおそれの評価を表 4-3-1 に示す。

汚染のおそれの対象となる有害物質の項目は、調査結果から六価クロム化合物、ほう素及びその化合物、セレン及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物と判断した。

表4-3-1 土壤汚染のおそれの評価

対象範囲	評価	対象有害物質	土壤汚染のおそれの評価
食品検査所	有害物質を含む試薬の検査に使用されており、土壤汚染のおそれが否定できない。 この食品検査所は管理棟の中2Fにテナントとして入居している。	六価クロム化合物 ほう素及びその化合物 セレン及びその化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物	土壤汚染が存在するお それがないと認められる 土地
排水経路 汚水処理施設	汚染のおそれがある範囲(食品検査所)に接続している 排水管は、漏洩による土壤汚染のおそれがある。 現在は下水道に接続しているが、過去には汚水処理施設 で処理した排水を暗渠に流していたため、この経路も 含める。	六価クロム化合物 ほう素及びその化合物 セレン及びその化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物	土壤汚染の存在するお それが比較的多いと認め られる土地
上記を除く 敷地範囲	食品検査所は卸売市場のテナントとして入居しており、 「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査に ついて」(平成15年5月14日環水土発第030514001号)の 通知に基づき、土壤汚染のおそれがないと認められる土 地となる。	—	土壤汚染が存在するお それがないと認められる 土地
卸売市場	水濁法・下水道法に規定された特定施設であるが、有害 物質を使用した施設では無い。	—	土壤汚染が存在するお それがないと認められる 土地
PCB置場 (北部・南部)	低濃度のPCBを含む変圧器・コンデンサ・安定器が保管 されているが、法に基づき適正に管理している。現地踏 査でも地表への漏洩も認められなかった。	PCB	土壤汚染が存在するお それがないと認められる 土地

#### 4-3-1 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表面の場合の評価

汚染のおそれが生じた深度ごとに土壤汚染のおそれの区分を示す。汚染の対象項目は六価クロム化合物、ほう素及びその化合物、セレン及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物とする。

- 1) 「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」の範囲
  - ・ 食品検査所に接続する排水経路のうち架空配管の範囲
  - ・ 旧污水处理施設の範囲
- 2) 「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」の範囲
  - ・ 対象範囲なし
- 3) 「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」の範囲
  - ・ 上記以外の調査範囲

図 4-3-1 に土壤汚染のおそれの各区分を示す。

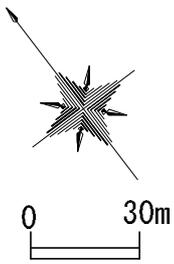
#### 4-3-2 汚染のおそれが生じた場所の位置がピット及び地下配管底部の場合の評価

汚染の対象項目は六価クロム化合物、ほう素及びその化合物、セレン及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物とする。

- 1) 「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」の範囲
  - ・ 食品検査所に接続する排水経路のうち地下配管の範囲(暗渠を含む旧排水経路を含む)
  - ・ 食品検査所に接続する排水経路のうち地下ピットを含む範囲
- 2) 「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」の範囲
  - ・ 対象範囲なし。
- 3) 「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」の範囲
  - ・ 上記以外の調査範囲

図 4-3-2 に土壤汚染のおそれの各区分を示す。

以上



### 凡例

- 敷地範囲
- 形質変更範囲
- 排水経路(架空)
- - - 排水経路(地下配管)
- 排水ピット
- 排水処理施設
- 暗渠
- 土壌汚染の存在するおそれ比較的多いと認められる土地
- 土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる土地
- 土壌汚染の存在するおそれがないと認められる土地

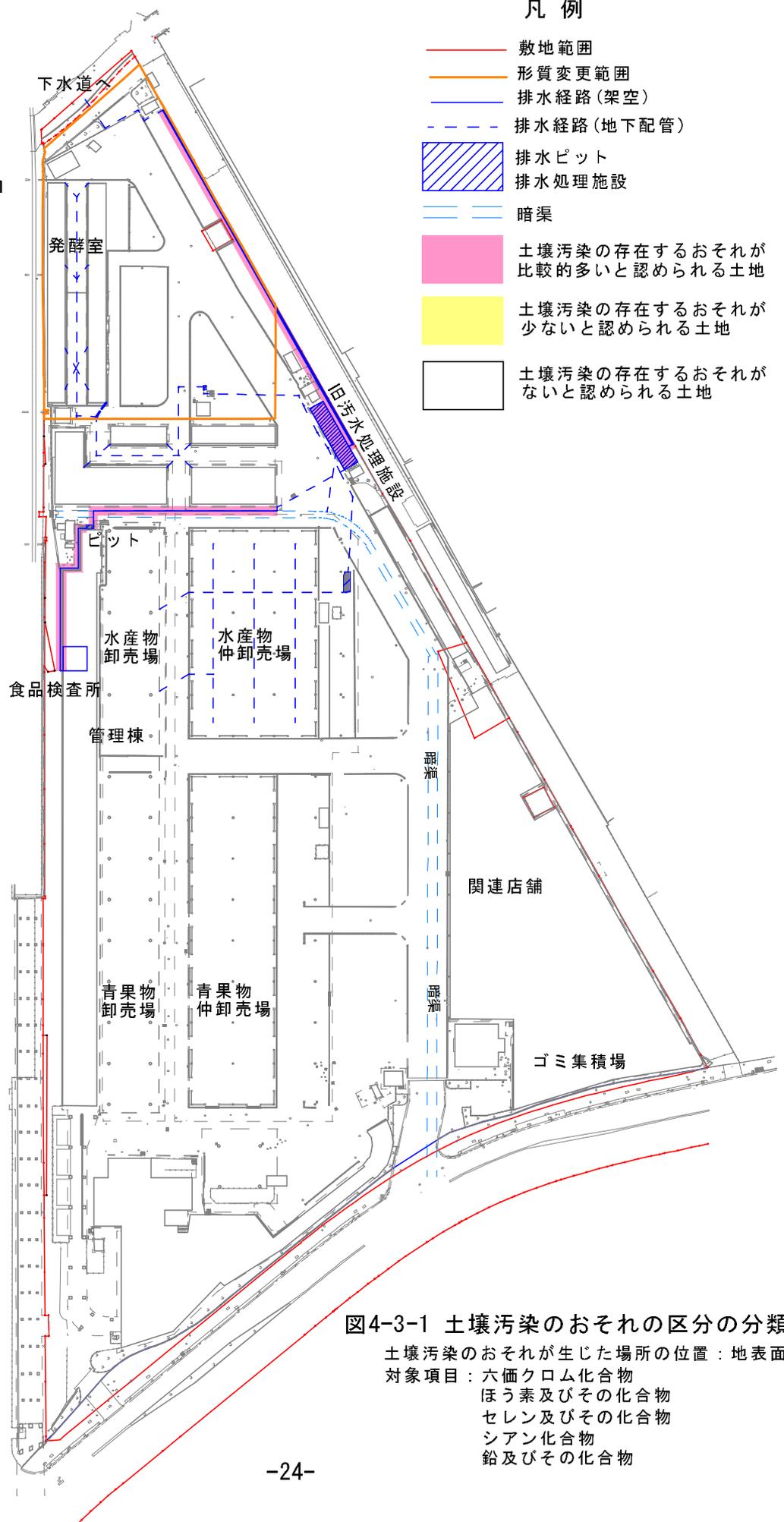
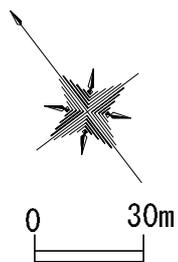


図4-3-1 土壌汚染のおそれの区分の分類

土壌汚染のおそれが生じた場所の位置：地表面

- 対象項目：六価クロム化合物  
 ほう素及びその化合物  
 セレン及びその化合物  
 シアン化合物  
 鉛及びその化合物



凡例

- 敷地範囲
- 形質変更範囲
- 排水経路(架空)
- - - 排水経路(地下配管)
- ▨ 排水ピット
- ▨ 排水処理施設
- 暗渠
- 土壤汚染の存在するおそれ比較的多いと認められる土地
- 土壤汚染の存在するおそれが少ないと認められる土地
- 土壤汚染の存在するおそれがないと認められる土地

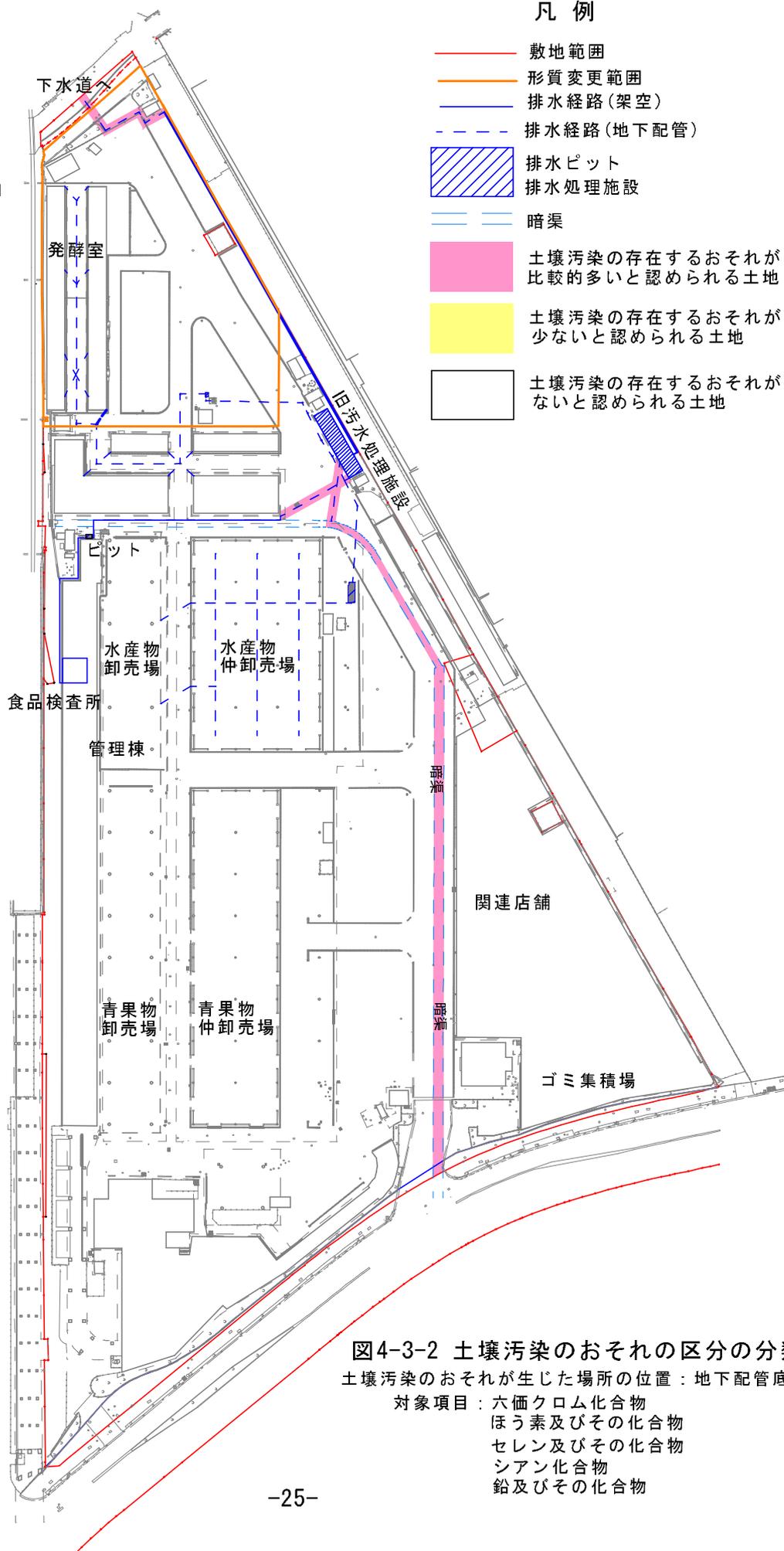


図4-3-2 土壤汚染のおそれの区分の分類

土壤汚染のおそれが生じた場所の位置：地下配管底部

- 対象項目：
- 六価クロム化合物
  - ほう素及びその化合物
  - セレン及びその化合物
  - シアン化合物
  - 鉛及びその化合物